

令和8年度ふくしま関係人口拡大・深化プロジェクト実施業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度ふくしま関係人口拡大・深化プロジェクト実施業務

(2) 委託業務概要

地域住民と県外在住者との交流を促進し、関係人口の創出・拡大・深化につなげるため、県・市町村が行う交流イベント等の情報を集約してわかりやすく発信するポータルサイトを構築するとともに、各種プロモーション等を実施する。

(3) 仕様

別記1「令和8年度ふくしま関係人口拡大・深化プロジェクト実施業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書(案)」とする。)のとおりに

(4) 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 委託先選定数

1者

2 見積限度額

金34,188,000円(消費税及び地方消費税込み)

3 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和8年4月7日(火)
質問受付期限	令和8年4月13日(月)17時
質問に対する回答期限	令和8年4月14日(火)
参加表明書提出期限	令和8年4月16日(木)17時
企画提案書等の提出期限	令和8年4月21日(火)17時
1次審査(書面)	令和8年4月23日(木)(予定)
1次審査結果の通知	令和8年4月24日(金)(予定)
2次審査(オンライン)	令和8年4月28日(火)(予定)
審査結果の通知及び契約締結	令和8年5月以降

4 担当課(問い合わせ先・提出先)

〒960-8670 福島市杉妻町2-16(本庁舎5階)

福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課(担当:飯塚)

電話 024-521-7119

E-mail ui-turn@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/>

5 プロポーザル参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代

表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に取り扱う。

- (1) 本事業委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (5) 募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）である者。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 県税を滞納している者でないこと。
- (9) 消費税または地方消費税を滞納している者ではないこと。
- (10) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第 1 号様式）を以下により提出すること。

- (1) 受付期限
3 に定めるとおり
- (2) 提出方法
ふくしまぐらし推進課へ電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問】令和 8 年度ふくしま関係人口拡大・深化プロジェクト実施業務」とし、送付した旨を

当課に連絡すること。なお、電話による質問には応じない。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、ふくしまぐらし推進課ホームページに掲載する。質問者名は公表しない。

7 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、令和8年度ふくしま関係人口拡大・深化プロジェクト実施業務委託公募型プロポーザル参加表明書（第2号様式）を以下により提出すること。

(1) 提出期限

3に定めるとおり

(2) 提出方法

ふくしまぐらし推進課へ電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【参加表明書】令和8年度ふくしま関係人口拡大・深化プロジェクト事業実施業務」とし、送付した旨を当課に連絡すること。なお、提出期限内に参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

8 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書の提出を行ったうえで、企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限

3に定めるとおり

(2) 提出書類

ア 企画提案書（A4版横、横書き。表紙には「令和8年ふくしま関係人口拡大・深化プロジェクト実施業務委託提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。）

※仕様書（案）の内容及び下記 11-(5)の審査基準を踏まえ、応募者としてのアピールポイントを明記すること。

イ 見積書（任意様式、A4版） ※見積の総額及び内訳について作成すること。

ウ 団体概要書（第3号様式）

エ 業務実施体制書（第4号様式）

オ 担当者経歴書（第5号様式）

(3) 提出方法及び提出部数

以下の方法で紙媒体又は電子データで提出すること。

ア 紙媒体で提出する場合

・正本1部、副本7部を持参又は郵送により提出すること。

・持参の場合は、県庁開庁日の8時30分から17時15分までに行うこと。

ただし、提出期限当日は17時00分までとする。

・郵送の場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。

イ 電子データで提出する場合

・提出期限までに（2）ア～オを1つのPDFファイルにまとめた電子データを以下の方法で提出した上で、電話により送付した旨をお知らせください。

提出方法：作成したPDFファイルを「ファイル転送サービス Giga File（ギガファイル）便」にアップロードし、発行されたダウンロード用のURL及びパスワードを電子メールで以下メールアドレスまで送信。（メールの送信

から到達までにタイムラグがある場合があるので、余裕を持って提出すること。)

※ファイル転送サービス Giga File 便：<https://gigafile.nu/>

(Giga File 便による提出ができない場合)

令和8年4月20日(月)17時までに、電話で連絡すること。

- ・メールの到達をもって提出がなされたものと見なす。
- ・CD-ROMやUSB等の電子媒体による提出は認めない。

9 企画提案書等の作成に当たっての留意事項

- (1) 本プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。
- (2) 企画提案書は、仕様書(案)「3 委託業務の内容」に掲げる各業務の実施方法について、業務ごとに具体的に提案すること。(最大で30ページとすること)
- (3) 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (4) 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。
 - ア 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
 - イ 提出書類に不備があった場合
 - ウ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
 - エ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
 - オ 本募集要領に違反すると認められる場合
 - カ その他、福島県があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (2) 複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできない。
- (3) 辞退
提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (4) 費用負担
プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (5) その他
 - ア 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求める場合がある。
 - イ 提出された企画提案書等は返却しない。
 - ウ 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めない。
 - エ 本事業は、地域未来交付金(地域未来推進型)を活用して実施するため、契約等の手続は同交付金の交付決定後に行う。なお、同交付金が交付されない場合には事業内容を見直すことがある。また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその

損害等に対し一切責任を負わない。

11 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

本プロポーザル参加者による企画提案を受け、県はプロポーザル審査会において、これを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 開催日

3に定めるとおり

開始時間については、参加申込書の提出があった者に対して、別途通知する。

(3) 開催形式

1次審査：書面

2次審査：オンライン（Zoomを使用）

URLについては、参加申込書の提出があった者に対して、別途通知する。

(4) 開催方法

① 1次審査

参加者から提出を受けた企画提案書を書面審査により評価し、2次審査対象者を選定する。

ただし、参加表明が4者未満の場合は、1次審査を行わない。

② 2次審査

ア 審査会での対応は3名以内とする。

イ 審査会は、提出した企画提案書の説明及び審査委員からの質疑応答を行う。

ウ 審査会におけるプレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後の質疑応答について10分程度で実施する。

エ 説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書等のみとし、説明のために資料を追加して提出することはできない。

(5) 審査基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
1 事業の理解度	・事業実施の背景・目的を十分に理解した上で、コンセプト等を的確に設定しているか。	10
2 運営能力	・業務全体の統制、事業全体の運営方法・人員配置・連絡体制等を含め企画内容を実施する体制等が適切か。 ・業務を確実に実施できる経験やノウハウは十分か。	20
	・適切な実施スケジュールが設定されているか。	
3 企画性	・ポータルサイトの構成やデザイン等の提案が魅力的か。 ・CMSの提案内容は適切か。	25
	・モデルコースや関係人口の記事・動画の提案内容は魅力的か。	
	・プロモーション手法等（広告媒体、開始時期、	

	数量) の提案は適切か。	25
	・具体的で実現性の高い提案となっているか。	
	・本事業の目的を達成するために十分な訴求力があるか。	
	・本事業の効果を高めるための仕様書に記載されていない活用可能な独自提案や、独創的な工夫があるか。	10
4 経費	・企画内容に対して妥当な見積額か。 ・各経費のバランスは適切か。	10
合 計		100

(6) 最低基準

上記 (5) に基づき各審査委員が審査した評点の合計点の6割を最低基準点とし、評点の合計が最低基準点に満たない提案事業者は契約候補者とししない。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、全ての本プロポーザル参加者に書面で速やかに通知する。

また、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の評点（契約候補者以外は参加者名を伏せて評点のみ）は県ホームページで公表する。

なお、電話、ファックス、電子メール等による問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

(8) 契約の締結

ア 仕様書の協議等

契約候補者が提出した企画提案書の内容について、契約候補者とふくしまぐらし推進課で協議の上、仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に示すものとする。

なお、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

イ 契約金額の決定

契約金額は仕様確定後、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

ウ その他

契約候補者とふくしまぐらし推進課との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議する。

12 公正なプロポーザルの確保について

- (1) 本プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 本プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の本プロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 本プロポーザル参加者は、委託契約候補者の決定前に、他の本プロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

- (4) 本プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。